

令和4年6月28日

公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 伊藤 友昭 様

農地中間管理事業評価委員会

評価委員長 小林 一

令和3年度農地中間管理事業実施状況の評価等について

農地中間管理事業評価委員会規程6条に規定する評価は、下記の通りである。

今回の評価結果を基に、所期の目的達成のため今後とも一層の尽力をお願いする。

－記－

1. 令和3年度農地中間管理事業の実施結果についての評価委員会の評価

農地中間管理事業の発足以来、鳥取県では農地中間管理機構を中軸にして事業推進体制の整備を図り、農地流動化を担い手の農地集積に連結させて優れた事業成果を達成してきている。集積目標面積に対する機構の寄与度について、これまで8年間の事業実績が全国第1位にあることが証左である。

令和3年度の当該事業の実績は、農地中間管理事業による貸付面積、及び年間集積目標に対する機構の寄与度が過去最高となった昨年度に比較して、両指標ともそれを下回る結果となった。ただし、貸付面積は令和元年度の水準を維持し、機構の寄与度についても高水準を保持した。また、8年間の累積を示す年度末ストックにおける寄与度も高い値を維持している。このような優れた年度実績を実現するための基盤として、機構では農地の受け手となる担い手育成・支援事業を農地中管理事業と一体的に進め、COVID-19 パンデミックへの危機管理対策に努めながら、目標達成を目指して関係機関との連携強化や広報活動にあたっている。

以上のような農地中間管理事業の実績並びに取組状況から判断して、事業実施状況は妥当であると評価する。

2. 今後の事業実施に向けた意見等

1) 鳥取県農地中間管理機構（以下、「機構」と略称）が実施した令和3年度事業では、年間集積目標の1,090 haを達成できなかったものの、貸付面積は令和元年度と同水準の937 haを達成した。年間の集積目標面積に対する機構の寄与度は24%、過去8年間のストックとしての同寄与度は30%となり、全国トップレベルの高い実績値を挙げた。また、担い手

への集積率は 32%で、緩やかながら増加傾向を維持した（鳥取県農業農村担い手育成機構「令和3年度 農地中間管理事業実績結果」（以下、資料①と略称）p. 4、及び同・別紙資料）。このような実績から、農地中間管理事業は引き続き優れた成果を達成していると評価できる。ただし、貸付面積が対前年で減少し、また担い手への集積率が政策目標の 50%に達していないところから、国や県等と協力しながら農地の受け手となる担い手の育成、並びに担い手の経営安定のための支援対策の強化にあたることが課題である。

2) COVID-19 パンデミックによる影響が長期化する中で、機構が事業継続計画（BCP）の考えを反映させて危機管理対策を的確に講じ、効果的に事業推進にあたっている点を評価できる。具体的には、コロナ禍により県下の関係機関が一堂に会する事業推進会議は開催中止を余儀なくされたが、事業推進の軸となる市町村チーム会議を地区単位に実施し、自治体や農業委員会、土地改良区、農協等が結集して業務推進にあたっている。また、対面式による事業普及活動が制限を受ける状況下で、地方新聞への一面広告を重ねて行い、生産現場向けの広報活動を積極的に展開している（資料①p. 1）。

3) 鳥取県では、機構業務を設立当初から鳥取県農業農村担い手育成機構が担い、農地中間管理事業を担い手支援事業と一体的に推進している。このことが優れた事業成果の達成に寄与している点を特筆できる。具体的には、農地中間管理事業を活用した新規就農者の育成・確保対策、担い手の経営力強化を目指した「農業経営相談所」による経営相談活動、農地の受け皿となる担い手への支援業務と農地業務の紐帯強化を目指した鳥取県農業会議との連携等を挙げることができる。これらのうち、新規就農者の育成・確保対策については、令和3年度実績として機構が認定新規農業者の 44 経営体に対し 43 ha の農地を転貸して経営基盤の創出を支援しており、中国・四国地域を先導する取り組みとなっている（農林水産省「令和3年度版 農地中間管理機構の実績等に関する資料」（以下、資料②と略称）。

4) 機構が農地の中間管理に積極的に取り組むと同時に、国や県による補助事業を活用して、中間管理の中に含まれる遊休農地やその恐れのある農地に対し、小規模な復元工事や保全管理を実施して、地域の農地保全に大きな役割を果たしている点を評価できる。さらに、鳥取県が令和3年度に県独自事業「機構中間保有地再生活用事業」を創設したことにより、機構では中間管理権を設定した荒廃農地について、当該事業を利用して復元に取り組み、県内 3 町で 2.3 ha を農地再生した。このほか、国による既存の借受農地管理等事業補助金事業を活用して 100 ha で保全管理に取り組み、遊休化の恐れのある農地を担い手の利用に向けている（資料①p. 1）。

5) 機構が農地中管理事業を活用して、「まるっと方式」による新たな農地管理方式の定着に向けた取り組みに挑戦している点を評価できる。当方式は、機構が一括して借り受けた地

区の農地を一般社団法人にまるごとまとめて貸し付け、実際の耕作は地区内の既存の農家や農業生産法人が、一般社団法人との間で交わした特定農作業受託契約に基づいて行うものである。令和2年度に日南町で県内初となる事例が創設され、令和3年度には同町で県内二つ目の事例が誕生した。これらの2事例は、いずれも集落営農を行う農業組織経営体であるが、深刻な担い手不足に悩む中山間地農業の将来に光明を見いだす挑戦として、今後の活動が注目される。農地中管理事業を通じて担い手や地区農業の特性に見合った農地管理方式を創出するこのような取り組みは、機構にとっても新たな挑戦となっている。

6) 鳥取県内では事例数は少ないものの、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して農地整備に取り組む地区が増加している点を評価できる。地域農業の担い手が農業生産性を高めるには、農地の面的集積を進めて耕作規模を拡大すると同時に、土地基盤整備事業や圃場の団地化を通じて集積農地の質的改良を図ることが課題である。こうした観点から機構では土地改良区との関係強化に努め、平成30年度より同事業への取り組みを開始した。令和3年度には県内の8地区で、受益延面積108.2haを対象にして改良工事が進行中である(資料①p.6)。担い手への農地集積を要件とする本事業では、地主に対する工事費負担が不要というメリットがある。県内には土地利用型農業推進のために新たな圃場整備を必要とする地区が多く存在する。当該事業の実施地区を増加させるには、農業の多面的機能に基づく公益的観点から、地域農業の立地条件や受益農家に適合した事業要件となるように配慮することが求められる。

7) 令和4年度当初に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が行われ、従来、農業経営基盤強化促進法によって取り扱われてきた農地貸借が、農地中管理事業に統合されることになった。これに伴い、改正法が本格施行されると、鳥取県では機構が事業対象とする年間の農地面積は現行比で2倍強に増加することが見込まれる。農地流動化の推進と担い手育成の政策課題に対処するには、機構を中軸として県や市町村の自治体、農業委員会、土地改良区、農協等の関係機関との連携を強化し、農地中間管理事業の促進にあたるのが肝要である。併せて、大幅な事業量の増加が見込まれる機構における業務推進体制の拡充に向けた検討を急ぐ必要性が生じている。機構本部での事務処理、市町村や農業委員会等の関係機関との業務連携、農地中間管理や農地再生の生産現場対応等の業務に即した強化策が求められており、これらの事業推進体制を整備するための国や県からの支援対策が的確に講じられる必要がある。